

## 事務の共同実施状況調査における一考察

今回の宮事研調査研究部で行った『事務の共同実施状況調査』にご協力いただいた実施地区の皆様、大変お忙しいところでの調査への回答、誠にありがとうございました。皆様のご協力により他地区の取り組み状況やこれから事務の共同実施に取り組んでいかなければならない地区への参考資料となりました。本調査結果について調査研究部(統一話題提供班)で討議し、現時点での事務の共同実施における分析を行いました。

### 1 実施体の構成について

実施体の構成を比較しますと、市全体で取り組んでいる実施体、自治体の中でいくつかのブロックに分かれて取り組んでいる実施体など、それぞれの地域性や事情に合わせて構成されているようです。事務職員一人あたりに換算した実施体内の児童・生徒数は最大で478人、最少で42人。同じく、教職員数は最大で27人、最少で11人となっています。共同実施に関する規則や規程に関しては現在のところ整備中といったところが大半のようです。グループリーダーに関しては、18地区中12地区発令されています。さらにサブリーダーについては10地区が設置しているといった状況でした。グループリーダーになった方は通常の業務に加えて県教委や市教委、校長会や連絡協議会への報告や業務の調整などといった業務が増え負担が大きいのではないかと推察されます。そのためサブリーダーを設置し、実務的な業務(経理・サービス・徴収金等々)を分担するなどの方法によりグループリーダーの負担軽減を図ることが必要かと思われます。加えて、初期には自治体から県教委へ共同実施加配について申請する方法をとっていくことも考えられます。

### 2 運営状況について

分散配置型において事務の共同実施で取り組む業務のために集まる回数については、月1回程度の実施体から年30回以上集まって取り組まれている実施体までとそれぞれが取り組む内容や地域性、学校事情に合わせて取り組まれている様子がうかがえます。また、実施体全体ではなく、複数校で集まって作業する中では、年間60回程度集まって作業する予定の実施体もあることから、取り組み方によっては週1~2回程度は所属校を離れて作業することも可能であると思われます。業務に取り組む場所としては、拠点校やそれぞれの学校を巡回するなどが選択されているようです。また、事務の共同実施についての広報は月に数回のところから特にしていないという実施体もあるようです。

### 3 共同実施で行っている業務について

取組が多かった業務として、就学援助費、諸手当認定、年末調整、旅費請求、学年・学級費会計が挙げられます。このことから、これらの業務は、共同で取り組む業務として比較的着手しやすい業務であろう、または共同で取り組むことで効率が上がるであろうと判断され取り組まれている業務であることがわかります。また、地区の喫緊の課題であることから共同実施で取り組んでいるケースもあるのではないかと推察されます。

今回の調査ではどのような業務を共同実施で行っているかを列挙していただきましたが、以降は、当該業務をどのような手順及び方法で取り組んでいるかについて調査していくこともより良い共同実施を探るうえで非常に有効な資料になると考えています。

### 4 現時点での取り組みに関する成果・問題点について

業務の取組において効果的、成果があったと挙げて頂いたものは『集金事務』『会計事務』が最も多く、取り組みの成果としては、『業務の効率化により生まれた時間を利用し、日常の業務の情報交換や若手へのアドバイスをする時間ができた』ことや『複数の目で確認することで書類の精度が上がった、より多くの事例に接することで経験を積むことができた』とのほか『地域内で様式の統一が図れた、書類を見られるという意識から年齢を問わず書類が正確で丁寧になった、より慎重になる』との効果が表れているようです。

問題点・改善点としては、『所属校から離れることがあるため、他の職員への負担が増えた』、『個人情報の取り扱いの配慮』、『共同実施であるとしても自由に他校へ出かけられない』、『人員の編成状況によっては分担しての業務が難しい』などが挙げられました。

### 5 調査結果から見えてきたこと

今回の調査では、県が大々的に事務の共同実施を打ち出した後の初年度、各実施体がどのように取り組みを始めているか、そしてその状況を県内各地へ統一話題提供という形でお知らせし、以降の取り組みの参考にさせていただくことを目的に行いました。今回の調査を通じて見えてきたことを調査研究部で討議し以下のようにまとめました。

#### (1) 事務の共同実施を行うためには法的な裏付け、根拠が必要であること

業務に際しては他校の職員の情報や校内事情、児童生徒の情報が必要となります。そのため各種情報を取り扱うための法的な根拠が不可欠となります。その必要性を理解する地教委においては既に整備を進めているところとは思いますが、完全実施の前に適切な制度整備がなされるように働きかけをすることが必要なのではないかと考えられます。

## **(2) 目標は大きく持ちつつも、始めから高いレベルで実施しない**

さあ、やるぞ！と意気込んで始めたはいいが、途中で頓挫（今年度はできたが来年度はできない）となると混乱が生じ所属職員からの共同実施への信頼が揺るぎ、結果、共同実施そのものが失敗に終わる可能性があると思われます。共同実施で取り組むべき業務について、その効果や期待される成果だけでなく上手くいかなかったときの影響も検討し、少しずつ探りながら取り組みを開始し軌道に乗せていくのがよろしいのではないかと思います。人事異動による人員構成の影響で今まで行っていた業務ができなくなるといったことは極力避けたいものです。また、共同実施と名前がつくことで目に見えて効果的、大々的にしないといけないというプレッシャーからか、実際は協力して何らかの業務を行っているにもかかわらず、特に取り組みはしていないとお答えいただいた実施体もあることから、その意識を変えて、できることから初めてみてはいかがでしょうか。

## **(3) 学校を離れることで生じるデメリットを無くす**

事務職員が所属校を離れることを不安に思う先生方や管理職の皆さんがいることは大変幸せなことだと思います。それだけ我々事務職員が必要とされていることの証にもなると思うからです。しかしながら、事務の共同実施を行わなければならない以上、今までよりも所属校を離れる回数は増加することが予想されます。その時に、我々が所属校を離れても対応できる方法や教頭先生や教務主任の先生の負担が増えないように何らかの方策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。併せて、所属職員に共同実施を行うことでデメリットよりもメリットの方が大である、より自分たち（学校）にとって良い影響が享受できるということを感じてもらえるようにすれば不満も生じないのではないかと考えます。

また、それと並行して所属校を離れる回数を極力増やさずに共同実施を行う方法についても検討が必要ではないかと考えます。現状でも出張の回数が多いと思われる方にとっては、共同実施でさらに勤務校を離れるとなると日常の業務に少なからず影響が出ます。自治体のイントラネット等を活用した連携、取組等も有効な共同実施の手段になりえると思われます。

## **(4) 第三者の視点で評価する**

事務職員という立場から見て効果があった、一定の成果が出せた、この取り組み方は失敗だったという評価は当然行うべきではありますが、我々事務職員側からの評価と、影響を受ける職員や児童生徒、地教委や教育事務所、家庭や地域の方々からの評価は全く違ったものになることも考えられます。時折、第三者からの評価を受ける、またはできるだけ第三者の視点で自らを評価することは共同実施を進めるうえで必要なことではないかと考えます。

#### (5) 誰にとっての共同実施か

現在取り組みを始めている『事務の共同実施』が中教審答申以来、宮城県でもようやくはじまりました。共同実施をするうえで最も考えなくてはならないのは『効率』や『成果』ではなく、学校・児童生徒にとって良いかどうかだと考えます。我々が取り組む共同実施により学校・先生方に余裕が生まれ、その結果、子どもたちに良い影響が表れることが我々の目指すべき共同実施ではないでしょうか。